

3 消安第6701号
令和4年3月22日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長

「農薬（製剤）の生活環境動植物（水産動植物）に関する審査ガイドランス」について

「農薬の登録申請において提出すべき資料について」（平成31年3月29日付け30消安第6278号農林水産省消費・安全局長通知）の別添に示された試験方法「水域の生活環境動植物への影響」に基づいて実施する試験の基本的な考え方及び水産動植物（魚類、甲殻類及び藻類）への農薬（製剤）による短期的な影響に関する審査方法を定めたので、お知らせする。